

# 人事労務だより



## ◆最新・行政の動き

### 障害児介護を明記 育介法の通達改正し 厚労省

厚生労働省はこのほど、新たな「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」を策定し、育児・介護休業法に関する通達を改正しました。通達では、労働者の申出により取得可能な介護休業に関連し、要件となる「対象家族の介護」の範囲に、障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含むことを明確化しました。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上の必要な便宜を供与する場合は含みません。

通達には新たな判断基準を掲載しました。同基準は介護休業について、障害児・者や医療的ケア児・者も含め、常時介護を必要とする者を介護するための休業と定義。「常時介護」に関するチェック項目には「外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある」、「周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある」などを盛り込みました。

項目に関する要件を満たし、その状態が継続すると認められる場合、または、介護保険制度の要介護状態区分が「要介護2」以上の場合、常時介護を必要とする状態に該当するとししました。

改正通達と新たな判断基準は、4月1日から適用されます。

2025

4



## トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 助成金情報
- 令和7年度健康保険料率  
令和7年度雇用保険料率改  
定のお知らせ
- 今月の業務スケジュール

－ 発行 －

### No.1 社会保険労務士法人

〒105-0004

東京都港区新橋2-13-8

新橋東和ビル4階

電話：03-6457-9027

FAX：03-6457-9028

e-mail：roumu@number-1zh.jp

## ◆ニュース

### 物流効率化努力義務 履行の「判断基準」を公布 4月から全荷主対象 国交省

国土交通省は、4月から順次施行となる改正物流効率化法で全荷主に課される物流効率化に向けた取組みの努力義務について、内容を示した「判断基準」省令を公布しました。

省令では、全荷主は①積載効率の向上、②荷待ち時間の短縮、③荷役時間等の短縮の3つに取り組むべきとしました。

①の積載効率の向上では、適切なリードタイムの確保や荷主間の連携、配車システムの導入を通じた配車・運行計画の最適化、社内の関係部門の連携促進などを具体的な措置として挙げました。

②の荷待ち時間の短縮に向けては、トラック予約受付システムの導入や早期発注による貨物の受渡し日時の分散などに取り組むべきとしました。同受付システムについては、単に導入するだけでは不十分で、現場の実態を踏まえ、実際の荷待ち時間が短縮するよう効果的に活用すべきとしています。

③の荷役時間等の短縮では、縦横 1.1メートルの標準仕様パレットの使用や検査機械の導入、フォークリフトまたは荷役人員の適切な配置などを示しました。これらの取組みの実効性を確保するため、責任者の選任や研修の実施をはじめとした体制整備、取組みの効果測定などの措置も講じるものとされています。



### 女性活躍・新事業 金銭的支援を創設・拡充 福島県

福島県は2025年度、女性活躍推進を重点施策と位置付け、企業に対する補助金や奨励金を創設・拡充します。

子育て支援に関する「くるみん」や女性活躍推進の状況が優良な企業を認定する「えるぼし」など国の認証を受けるために、社会保険労務士に相談した場合、新たな補助金として相談1回当たり1万5000円を最大5回まで支給します。

ほかに、従来設けていた奨励金に新たな4メニュー「介護短時間勤務」「男性の育児短時間勤務」「初の男性育休取得」「初の女性管理職登用」を追加し、取組み内容に応じて、10万～30万円を交付します。

健康経営促進の観点から、新しい奨励金も創設します。乳がんといった女性特有の健康課題に対する取組みなど、働きやすい職場づくりを進める企業を対象とする予定です。

内堀雅雄知事は記者会見で、『うちの企業は、こうやって女性の採用に力を入れ、より働きやすい職場づくりのためにこんなことをやっていて、県の後押しももらっています』ということをしてPRできると話し、同県事業の活用を促しています。



## ◆助成金情報

### キャリアアップ助成金（正社員化コース）

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等（派遣労働者の直接雇用含む）した場合も正規労働者へ転換したものとみなします。

**【支給額】（※令和7年4月以降一部見直し予定）**

| 企業規模 \ 正社員前雇用形態 | 有期雇用労働者       | 無期雇用労働者       |
|-----------------|---------------|---------------|
| 中小企業            | 80万円（40万円×2期） | 40万円（20万円×2期） |
| 大企業             | 60万円（30万円×2期） | 30万円（15万円×2期） |

1年度1事業所当たりの支給申請上限人数 20名（同一対象者の2回目の申請を除く）

図：キャリアアップ助成金を活用して正社員化する場合

正規雇用が継続していた場合、2期目の支給申請ができるようになりました。



**【加算額】 1人当たりの加算額は以下のとおり**

| 措置内容  | 有期雇用労働者        | 無期雇用労働者 |
|---|----------------|---------|
| ① 派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用                                | 28万5000円       |         |
| ② 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父                                | 9万5000円        | 4万7500円 |
| ③ 人材開発助成金の訓練終了後に正社員化<br>（自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外の訓練修了後） | 9万5000円        | 4万7500円 |
| （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後）                              | 11万円           | 5万5000円 |
| ④ 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回）            | 20万円（大企業 15万円） |         |
| ⑤ 多様な正社員制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回）           | 40万円（大企業 30万円） |         |

**【転換（直接雇用）制度に関する注意点】**

- ・転換の手続き、要件、転換または採用時期（面接試験や筆記試験等の適切な手続き、要件〈勤続年数、人事評価結果、所属長の推薦等の客観的に確認可能な要件・基準等をいう〉および転換または採用時期が明示されているもの）を必ず規定する必要があります（口頭による明示では認められません）。

- ・就業規則等において、正社員の区分や職種、賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給、所定労働時間等の労働条件の明記がないまたは曖昧な場合等、「正社員待遇」が確認できない場合は、支給対象とならない場合もあります。
- ・転換制度に規定したものと異なる手続き、要件、実施時期等で転換した場合や転換の手続き等が就業規則の施行日より前に実施されている場合には支給対象外となります。

※ 制度の詳細は厚生労働省 HP「非正規雇用の労働者を雇用する事業主の方へ・キャリアアップ助成金」をご参照ください。

## ◆令和7年度

### 社会保険料率 改定のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率が、東京都では9.98%から9.91%に、介護保険料については全国一律で1.60%から1.59%と引き下げになりました。

本年3月分（4月納付分）からの適用となります。



|       |        |       |        |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 北海道支部 | 10.31% | 東京支部  | 9.91%  | 滋賀支部  | 9.97%  | 香川支部  | 10.21% |
| 青森支部  | 9.85%  | 神奈川支部 | 9.92%  | 京都支部  | 10.03% | 愛媛支部  | 10.18% |
| 岩手支部  | 9.62%  | 新潟支部  | 9.55%  | 大阪支部  | 10.24% | 高知支部  | 10.13% |
| 宮城支部  | 10.11% | 富山支部  | 9.65%  | 兵庫支部  | 10.16% | 福岡支部  | 10.31% |
| 秋田支部  | 10.01% | 石川支部  | 9.88%  | 奈良支部  | 10.02% | 佐賀支部  | 10.78% |
| 山形支部  | 9.75%  | 福井支部  | 9.94%  | 和歌山支部 | 10.19% | 長崎支部  | 10.41% |
| 福島支部  | 9.62%  | 山梨支部  | 9.89%  | 鳥取支部  | 9.93%  | 熊本支部  | 10.12% |
| 茨城支部  | 9.67%  | 長野支部  | 9.69%  | 島根支部  | 9.94%  | 大分支部  | 10.25% |
| 栃木支部  | 9.82%  | 岐阜支部  | 9.93%  | 岡山支部  | 10.17% | 宮崎支部  | 10.09% |
| 群馬支部  | 9.77%  | 静岡支部  | 9.80%  | 広島支部  | 9.97%  | 鹿児島支部 | 10.31% |
| 埼玉支部  | 9.76%  | 愛知支部  | 10.03% | 山口支部  | 10.36% | 沖縄支部  | 9.44%  |
| 千葉支部  | 9.79%  | 三重支部  | 9.99%  | 徳島支部  | 10.47% |       |        |

## ◆令和7年度

### 雇用保険料率 改定のお知らせ

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

#### <令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

| 担者<br>事業の種類  | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ) | ②<br>事業主負担      | 雇用保険二事業の保険料率      |              | ①+②<br>雇用保険料率     |
|--------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------|-------------------|
|              |                                     |                 | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 |                   |
| 一般の事業        | <b>5.5/1,000</b>                    | <b>9/1,000</b>  | <b>5.5/1,000</b>  | 3.5/1,000    | <b>14.5/1,000</b> |
| (令和6年度)      | 6/1,000                             | 9.5/1,000       | 6/1,000           | 3.5/1,000    | 15.5/1,000        |
| 農林水産・清酒製造の事業 | <b>6.5/1,000</b>                    | <b>10/1,000</b> | <b>6.5/1,000</b>  | 3.5/1,000    | <b>16.5/1,000</b> |
| (令和6年度)      | 7/1,000                             | 10.5/1,000      | 7/1,000           | 3.5/1,000    | 17.5/1,000        |
| 建設の事業        | <b>6.5/1,000</b>                    | <b>11/1,000</b> | <b>6.5/1,000</b>  | 4.5/1,000    | <b>17.5/1,000</b> |
| (令和6年度)      | 7/1,000                             | 11.5/1,000      | 7/1,000           | 4.5/1,000    | 18.5/1,000        |

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## ◆今月の業務スケジュール

| 労務・経理   | 慣例・行事  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月分の社会保険料の納付</li> <li>● 3月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付</li> <li>● 労働者死傷病報告の提出（休業4日未満の労働災害等、1～3月分）</li> <li>● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新入社員入社式、入社手続き、歓迎会</li> <li>● 新入社員の社内研修および配属の実施</li> <li>● ゴールデンウィーク休暇中の社内体制確立・对外広報</li> </ul>  |